奈良県地域の交通安全サポート事業所



登録番号 110

(フリガナ)	(コウエキシャダンホウジン ナラケンジュウドウセイフクシカイ)
事業所名	公益社団法人 奈良県柔道整復師会
5C / - +₩	〒634-0046
所在地	橿原市栄和町 84-2
電話番号	0744-25-4311
FAX	0744-25-6861
URL	http://www.nara-jusei.or.jp/
活動の内容	(「交通安全サポート事業所等活動メニュー」のとおり。)
活動の内容	合計 8 点
現在の活動状況	1 現在、交通安全活動を実施している。 2 新たに交通安全活動を始める。
事業所等のPR等	奈良県内で整骨院・接骨院を開業する又は勤務する柔道整復師の団体で、県民の医療・保健及び福祉の増進に寄与することを目的としています。

交通安全サポート事業所等活動メニュー

G	従業員等の交通安全意識の向上	点数	
1	事業所等内報に交通安全の記事を積極的に掲載します。	1	
2	Eメール、交通事故速報、ポスター等様々な媒体による事業所等内広報を行います。	1	
Н	従業員等に対する交通安全教育		
1	運転時の全席シートベルト着用の指導を徹底します。	2	
2	夕暮れ時における早めのライトの点灯の指導を徹底します。	2	
3	事業所等で宴会等がある場合は、帰宅の方法について確認し、飲酒運転禁止を徹底 します。	1	
5	従業員に対し、自転車乗車時の、傘さし運転、イヤホン・ヘッドホン等の使用禁止 を徹底します。	1	
6	従業員に対し、自転車の点検整備と自転車損害賠償保険への加入を奨励します。	2	
J	J その他		
	上記以外で自主的に行う交通安全活動 (事業所だけでなく、会員約160名に対しても周知するよう努めています。)	1	
	合 計 点 数 (7 点 以 上)	11	

(点数の基準)

- 1点 すぐに実施できる比較的簡単なもの
- 2点 実施するには一定の拘束時間や人手等を提供する必要があるもの
- 3点 資金提供を行う等の負担がかかるもの

令和元年度活動

- G 従業員の交通安全意識の向上
 - ① 事業所内にポスターを貼付し、事業所内広報を行った。
 - ② 事業所内にポスターを事業所内広報することで、会員に対しての交通安全の意識向上を高めるようにした。

H 従業員等に対する交通安全教育

- ① 事業所内での全席シートベルト着用を指導した。
- ② 夕暮れ時における早めのライト点灯を徹底した。
- ③ 飲酒運転禁止等の指導を徹底した。

活動内容

- ④ 本会事業(行事)等でも、会員に対して飲酒運転の禁止等を周知するようにした。
- ⑤ 従業員に対し、自転車乗車時の、傘さし運転、イヤホン・ヘッドホン等の使用禁止を徹底した。
- ⑥ 従業員に対し、自転車の点検整備と自転車損害賠償保険への加入を奨励します。

J その他

① 自動車・自転車運転時の交通安全指導を事務所内だけでなく本会会員に対しても周知徹底した。

平成30年度活動

G 従業員の交通安全意識の向上

- ① 事業所内にポスターを貼付し、事業所内広報を行った。
- ② 事業所内にポスターを事業所内広報することで、会員に対しての交通安全の意識向上を高めるようにした。

H 従業員等に対する交通安全教育

- 事業所内での全席シートベルト着用を指導した。
- ② 夕暮れ時における早めのライト点灯を徹底した。

活動内容 ③ 飲酒運転禁止等の指導を徹底した。

- ④ 本会事業(行事)等でも、会員に対して飲酒運転の禁止等を周知するようにした。
- ⑤ 従業員に対し、自転車乗車時の、傘さし運転、イヤホン・ヘッドホン等の使用禁止を徹底した。

J その他

① 自動車・自転車運転時の交通安全指導を事務所内だけでなく本会会員に対しても周知徹底した。

立式20年度活動

平成29年度活動

- G 従業員の交通安全意識の向上
 - ① 事業所内にポスターを貼付し、事業所内広報を行った。
 - ② 事業所内にポスターを事業所内広報することで、会員に対しての交通安全の意識向上を高めるようにした。

H 従業員等に対する交通安全教育

- ① 事業所内での全席シートベルト着用を指導した。
- ② 夕暮れ時における早めのライト点灯を徹底した。
- ③ 飲酒運転禁止等の指導を徹底した。
- ④ 本会事業(行事)等でも、会員に対して飲酒運転の禁止等を周知するようにした。
- ⑤ 従業員に対し、自転車乗車時の、傘さし運転、イヤホン・ヘッドホン等の使用禁止を徹底した。

J その他

① 自動車・自転車運転時の交通安全指導を事務所内だけでなく本会会員に対しても周知徹底した。

平成28年度活動

G 従業員の交通安全意識の向上

- ① 事業所内にポスターを貼付し、事業所内広報を行った。
- ② 事業所内にポスターを事業所内広報することで、会員に対しての交通安全の意識向上を高めるようにした。

H 従業員等に対する交通安全教育

- ① 事業所内での全席シートベルト着用を指導した。
- ② 夕暮れ時における早めのライト点灯を徹底した。

活動内容

活動内容

- ③ 飲酒運転禁止等の指導を徹底した。
- ④ 本会事業(行事)等でも、会員に対して飲酒運転の禁止等を周知するようにした。
- ⑤ 従業員に対し、自転車乗車時の、傘さし運転、イヤホン・ヘッドホン等の使用禁止を徹底した。

J その他

① 自動車・自転車運転時の交通安全指導を事務所内だけでなく本会会員に対しても周知徹底した。